

自治基本条例（仮称）に関する懇談会 市長への経過報告

1 懇談会設置の目的

これまで培われてきた市民参加の歴史・原則を基盤に、二元代表制の議会と市長の役割を明確化し、これからの武蔵野市にふさわしい自治のあり方を追求し、制度化を検討するために、武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会を設置し、条例の骨子案について検討する。

2 委員構成

	氏名	肩書・役職
座長	西尾 勝	東京大学名誉教授
副座長	天野 巡一	岩手県立大学名誉教授
	新村 とわ	成蹊大学法科大学院教授
	中村 勇太	公募委員
	太田 早苗	公募委員
	小美濃 安弘	市議会議員
	落合 勝利	市議会議員
	五十嵐 修	副市長
	堀井 建次	副市長

3 懇談会日程

回数	開催日	議論した項目
第1回	平成28年11月28日	委員委嘱、これまでの検討経過について、各委員の自治基本条例に関する意見
第2回	平成28年12月19日	最高規範性について、前文について
第3回	平成29年1月31日	自治基本条例の必要性について
第4回	平成29年2月21日	情報公開について
	平成29年3月	市政運営の現状などに関するアンケートを実施（P.2に概要を記載）
第5回	平成29年4月18日	情報公開について
第6回	平成29年5月15日	市民参加（総則）について
	平成29年5月24日	懇談会と議会との意見交換会（P.3-4に概要を記載）
第7回	平成29年5月31日	市民参加（市民の責務、市民の権利、協働）について
第8回	平成29年6月6日	市民参加（市民の定義、住民投票）について
第9回	平成29年6月27日	市民参加（住民投票）について
第10回	平成29年7月11日	行政の政策活動の原則について、行政組織と職員政策について
第11回	平成29年7月25日	公正と信頼の確保について
第12回	平成29年8月8日	市長・職員の責務について、コミュニティについて
第13回	平成29年8月29日	平和、多様な主体との協力、議会と議員活動の原則について

【市政運営の現状などに関するアンケート 基礎情報】

○調査目的

市政運営の現状などについて広く市民の意見を聞き、「武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会」（平成28年11月設置）における議論の参考とするため。

○調査期間

平成29年3月6日 - 平成29年3月31日

○調査方法

- ① 無作為抽出：平成29年2月24日時点で市内在住の18歳以上の方から2,000名を無作為で抽出し、アンケート用紙を郵送送付。ご記入いただいたアンケート用紙を同封の返信用封筒にて提出していただく方法。
- ② 公募分（ホームページ回収分）：市ホームページにアンケートのページを設け、WEB上で回答していただく方法
- ③ 公募分（ホームページ回収分以外のその他公募分）：市役所、市政センター、図書館、各コミュニティセンターでアンケート用紙を配布し、ご記入いただいたアンケート用紙を市役所に郵送、ファクス、持参等で提出していただく方法

調査方法	回答者数
無作為抽出	639件
公募分(ホームページ回収分)	154件
公募分(ホームページ回収分以外のその他公募分)	56件
計	849件

○主な質問項目

- ・市政への参加の経験や参加の希望について
- ・情報公開や市民参加のしくみに対する満足度について
- ・市議会の活動に対する関心度や満足度について
- ・市民、議員、市長・職員それぞれの役割について
- ・市政運営のルールで重要と思う内容について

※詳しいアンケート結果については「武蔵野市 市政運営の現状などに関するアンケート調査集計結果分析」冊子（平成29年7月発行）」に掲載

【5月24日開催 懇談会と議会との意見交換会について】

○開催の趣旨

自治基本条例（仮称）に関する懇談会において、自治基本条例（仮称）に関する議論が進行している一方で、議会においては議会運営委員会で議会基本条例についての検討が進んでいる。これら2つの条例には密接な関連性があり、基本的な考え方や方向性が両者一致していることが望ましいが、そのための相互理解と意見調整を行うことを目的に、意見交換会を実施する。

○議会における検討の経過について議会側から説明を受けたのちに、意見交換

<主な意見>

- ・一旦制定した条例は、市民のものであり、自治基本条例と、議会基本条例は区別しないで一本化するのが一番いいスタイルと考える。
- ・一本化できるのであれば、それはそれでもいいという気はしているが、議会の内部的な、いわゆる運営上の問題であるとかいったところまでが果たして自治基本条例に盛り込むべきことなのかという疑問は残される。あれこれ作り過ぎてわかりづらいものにしてしまうのは、市民にとっても不便なので、基本的には市民と議会と市長、執行部（行政）の関係性をきちんと明記した形での自治基本条例が必要と考えている。
- ・武蔵野市が目指す普遍的な価値について議論することが自治基本条例で重要と思っている。
- ・自治基本条例と議会基本条例を一緒につくっていくとなると、大きくくりな話は自治基本条例にして、あと細かいところは議会基本条例に委ねるということもあると思っている。ただ、方向性としては同じところを目指していかないと、あまり意味がなくなってしまうので、そこは調整していくしかない。両方の検討スピードが異なることも今後想定されるので、どちらかが先行するか、どこか途中で一緒につくるか、ばらばらになるかというのは、もう少し進んだ段階で意見交換ができればと思う。
- ・伝統のある武蔵野市で自治基本条例をつくるのなら一本化したものがつくれたらすばらしいことだと思うが、議会基本条例で定めるような細かな議会のみにかかわるようなことまで全部自治基本条例に入れたほうがいいのかというと、そうとも言い切れない。
- ・自治基本条例にしる、議会基本条例にしる、市民の側から立てば、参政権の実現をどうするかということだと思っている。市民が市政に参加するということを重点に置けば、手段としての執行部側の問題と、議会側の問題は同じ体系の中で策定されているほうが、よりわかりやすい。
- ・議会は意思決定をしていく場でもあるので、意思決定過程の中でどういう議論をし、またはどういう形で合意形成を図っていくかといったことも今後議会内で整理をつけなければいけないと思っている。
- ・議員活動を広く分類すると、政治活動、議員活動、議会活動、議員個人の日常生活の4つになり、この分類を視野に入れながら検討していただけるといいと思う。
- ・議員が公人としてどうあるべきかというのは、多分それぞれみんな違うが、その最大公約

数をどうつくっていくのかというのが、実はこれからの争点になると思っている。

- ・現在のルールが妥当か否かを検証し、妥当でないと判断すれば、それに基づいて政策提案するのが議員の役割で、特定の個人や団体等のために何かを通してあげるといったことはやってはいけないが、実際はこれを守ることが難しい。
- ・本来ならば全住民の代表であるはずなのに、選挙運動期間ではなくても得票のための活動をしていることが結局は問題になっている。
- ・大きな災害があったときに、その間の地方議会はどうすればいいかというのは大きな問題で、長や職員を拘束することは控えて、そのような状況の中で、議会としてまちの状況について議論するということは、ぜひ考えるべきだ。

4 議論の経過について

- * 議論のまとめの中で、まだ方向性が固まっていない部分（再度議論が必要な点）については網掛けで表記している。
- * 議論のまとめの中で、特に重要と思われる部分については二重下線を引いている。

自治基本条例の必要性について

【議論のまとめ】

- ・ 自治基本条例は、必要である。行政や議会に関するルールづくりと合わせて、より市民自治を促し、武蔵野が大切にしてきた伝統をさらに進めていくようなものにするべきだ。

<主な意見>

- ・ 議会・行政を縛る目的は勿論、市民自治を促すような内容にすることが必要である。
- ・ 武蔵野がやってきた良き伝統を一步でも二歩でも進めていくような、向上させていくような条例にするべきだ。
- ・ 理念や具体的な制度に加えて、武蔵野市が市民参加を先駆的にやってきて、今も進んでいるということをアピールできる内容を組み込めると良い。
- ・ 何を大事にしているのか、より伝わるようになるべくコンパクトな条例にしたほうがよい。
- ・ 策定する骨子案のレベル感については、盛り込むべき項目が網羅され、かつ、考え方等の説明が付されているものというイメージで今後検討していく。

最高規範性について

【議論のまとめ】

- ・ 自治基本条例を最高規範として位置付けるかについては、今後各論の議論を経たのちに再度検討する⇒懇談会としての方向性はまだ決定していない

<主な意見>

- ・ 条例の優劣に関しては国の法律に根拠規定がないので、裁判所で争って判定が出るものではない。それを承知の上で、市において最高規範として自治基本条例を位置付け、市政を運営するかどうかの覚悟を決めるという話である。
- ・ 最高規範性について明記する（執行基準とする）か明記しない（解釈基準とする）かについては、今後さまざまな角度から議論をする中で、いずれどちらの方向にするべきかという結論が見えてくると思われるので、その際に再度検討することとし、現時点では保留とする。

前文について

【議論のまとめ】

- ・ 前文は置くこととする。ただし、具体的にどういった事項を盛り込むかについて

は、今後各論の議論を経たのちに再度検討する。

<主な意見>

- ・前文を置くべきだ。
- ・これまでも市民参加をしてきたこと、またそのプロセスを大事にしてきたことを盛り込む。
- ・武蔵野市の伝統や市民がつくり上げてきたものを盛り込む。
- ・内容については、各論の議論を深めてたのち、改めて検討する。

情報公開について

【議論のまとめ】

- ・市民の知る権利について保障すること及び市が市民に対し、市政に関する情報について説明する責任を負っていることを規定する。
- ・市は、市の保有する情報を市民に適時適切に公表し、わかりやすい情報公開に努め、市の長期計画その他市の重要な計画など、特に重要なものは策定過程を含め、積極的に公開するものとする。
- ・会議は原則公開とする。ただし、非公開とするべき正当な理由がある場合を除く。
- ・市は、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

<主な意見>

- ・自治基本条例では、総合計画・個別計画策定後の進捗状況を示していく中間評価を公表することについて、条文で明記し、担保させる役割を持たせるべきである。
- ・行政が開催する会議はそのことをあらかじめ市報で知らせるが、市報掲載の締切が約一か月前であることとの関係で、柔軟に会議を開催できないのであれば、むしろ市報での周知を絶対の要件とせず、ホームページでの公開のみとした方が、積極的な会議開催につながるのではないかと。あまり厳格に考えず、便利で簡単にした方が良い。
- ・非公開文書について、ある時期になったら公開することができるような性質のものであれその時期がきたときにはもれなく公開する方向性で進めてほしい。
- ・個人情報の保護も時代とともに必要になることがどんどん変わる。世の中から要請される中身も変わっていくのでそれに対応していくことが必要だ。
- ・市民参加においては、策定過程こそが重要である。策定過程において市民意見をできるだけ反映してほしいので、過程での行政側からの説明文書は全て開示されなければならない。また、決定された市の方針については、全市民に周知されなければならない。
- ・市民参加を前提とした策定過程における情報公開をはじめ、策定したときの完成品の公表、策定後の実施状況（評価）の公表と全ての段階での情報公開を自治基本条例に位置づけることが大切だ。
- ・情報公開の中でも「情報開示」の部分は判例を積み上げ進んでいるが、「情報提供」の部分が遅れているのでその位置づけが課題である。
- ・市民の立場としては早目に情報を知りたいという要望に対し、市の側としては決まるまでまだ情報を開示できない、というような問題も実際の運営上あると思われる。公開を主張

できる立場の市民が、早い段階で計画段階の行政資料として提供を求めることができる形にするかどうかは難しい問題で、案件ごとに個別具体的な議論が必要だ。どの問題であれ、できるだけ早くから予告し、予防線を張り、論点を詰めていくことが大切だ。

- ・全部の情報公開を義務規定とするのは現実問題としてあり得ない。どういうときに提供するのが良いかも一概には言い切れないため、適時適切に必要なときには公表、提供するという規定になると思われる。
- ・努力規定か義務規定かは姿勢の問題で、努力規定だと行政に裁量の余地を広く与えてしまうことになるので、なるべくそうならないように書くのが望ましい。
- ・少なくとも、これまでで既に公開することが伝統となっているものや、公表が義務づけられているものは義務規定に、事柄の性質上、そこまで言い切れないものは努力規定にするべきだ。
- ・執行機関側がつくる審議会・調査会・懇談会・研究会など、有識者や市民等により構成される会議については、公開を基本とすべきだ。原則は公開とし、やむを得ない事情がある場合のみ非公開とするべきである。
- ・同時に会議録の公開、会議に提出された資料の公開も大切である。

市民参加（総則）について

【議論のまとめ】

- ・ 市民参加に係る総則的な規定（市民の参加する権利の保障、市民が参加できる機会を市が整備すること等）を置くとともに、市の長期計画及びその他市の重要な計画並びに重要な条例については特に手厚く参加を保障する。
- ・ 市民意見の反映についてはできる限り反映するよう努める、と規定する。

<主な意見>

- ・ 市民参加というのはタイミングが一番大事で、どの時期に行うのが最も効果的かを考えるべきだ。
- ・ 市民参加は事前手続と事後評価を一連的・制度的に条例化・体系化するべきだ。
- ・ 策定過程での市民参加はもちろん、評価過程での市民参加を行う自治体も出始めているので、検討するべきだ。
- ・ 市民が何を求めているかを吸い上げる公聴の機能を強化すべきだ。
- ・ 市民参加の総則については議会も含めて明示的な規定を行う。
- ・ 「長期計画・調整計画およびその他の重要な個別計画並びに重要な条例（市民の権利義務に関わる内容を含むもの及び市民との関係を規定するものを想定）についての明示的な規定を置く。個別の施設の立地計画、周辺住民の了解を得ながら詰めていくという参加手法を別立てで規定する。
- ・ 支障なくやれるものについては、パブリックコメント及び意見交換会で対応する。その他の参加手法は問題ごとに適時適切な方法を採用する。骨子案の段階で細かく規定する必要はないと思うが、「各段階で主体的に市民が参加できる仕組みをつくる」というエッセンス

は入れたい。

- ・市民意見の反映のプロセスについてはできる限り反映するよう努める、と規定する。

市民の責務・権利について

【議論のまとめ】

- ・行政側と同じように市民の側に「責務」という言葉で縛りをつけることには違和感があるので、最も表現を弱め、「市民の役割」とする。
- ・市民の役割の記載内容としては、「自治の主体であることの自覚」「公共の福祉、次世代及び市の将来に配慮する」「豊かな地域社会の実現に努める」「お互いの自由と人格の尊重」が考えられる。
- ・市民の役割に関する記載を、前文で置くか、あるいは条立てにして本則に置くかの結論は出ていない。
- ・市民の権利については、当たり前のことでもあえて自治基本条例に書きこむことで、市民にとってもわかりやすいものになるというメリットがあるが、具体的に どういった内容を記載するかについての結論は出ていない。

<主な意見>

- ・自治基本条例の制定の目的として、行政を縛るもの、かつ、市民自治を促すためのもの、という考え方がある中で、「市民の責務」という発想が市民発意のものであれば納得もできるが、行政から言われてルールとして規定するには違和感がある。
- ・最も表現を弱めて市民の「役割」くらいが妥当ではないか。市民は何かをすべき、と規定するよりも、こういったことができるし、かつ、そうすることが結果的に自分たちのためになるというニュアンスを出せればと思う。
- ・市民の役割の記載内容としては、「自治の主体であることの自覚」「公共の福祉、次世代及び市の将来に配慮する」「豊かな地域社会の実現に努める」「お互いの自由と人格の尊重」の4点とする。
- ・市民が自治の主体として参画するために具体的に必要なことを条例として定めるべきだ。
- ・市民は自治の主体であること、デモクラシーの担い手であることの自覚を述べてはどうか。そうであればそれは冒頭の前文に書くのが適当ではないか。
- ・当たり前のことを当たり前に書いている自治基本条例があるが、当たり前のことが伝わっていない実態がある。当たり前だから書かなくていい、ということではなく、当たり前だけ知ってもらうために書いておくという選択肢もある。書き込むことで、市政や議会への参加がより鮮明になるのではないか。

協働について

【議論のまとめ】

- ・自治基本条例の中に、協働に関する規定を置くべきだ。

- ・「市民と市とが互いに特性を活かし協力すること」が典型的な協働の定義だが、敢えて範囲を狭める必要もないので、中には市民の主体的な取組に市が協力するものがあってもよい。
- ・協働の仕組みづくりについて明示的に規定するかどうかについては結論が出ていない。
- ・協働において市と市民とが対等であることは明示的に規定する。

<主な意見>

- ・市民と市政が対等な関係で何か新しい協力関係をつくっていかないとうまく進まないものが増えてきている現状がある。武蔵野市は「武蔵野市市民活動促進基本計画」を策定しており、「協働」について歴史的に熱意をもって取り組んできたこともあるので、基本計画から骨子にあたることを記載することもできるのではないかな。
- ・「対等」という表現を記載することによって市民は「やらされている」という印象を受けづらく、また、市から命令されるものではない、協働は義務ではない、やめることもできる、という3つが担保されているとも考えられる。
- ・市民と市が協力して仕事をするときには、必ずこういう形でなければならないと決めると現実との齟齬が出てくる。色々な協力の形がある、それを「協働」とここで呼んでいるが、それらの「協働」について、できるだけこのような原則でやっていきたいと記載することによって、理念や精神が明確になる。
- ・「市民の主体的な取組に、市の協力を得るもの」という協働も、十分あるのではないかな。市の協力を得ずとも活動している人や団体もいる。その活動が、逆に市政の施策にまで発展することもあると思うので、特に範囲を狭める必要はないのではないかな。
- ・「市民と市がお互いに特性を活かして取り組むもの」が新しい協働の部分であって、増えてくると考えられる、その際に、特性を活かして武蔵野らしく活動できるようにできればいいのではないかな。
- ・「市の取り組みに市民の協力を得るもの」で市民が活動させられる場合、市民側にやらされている感があり、苦情にもなる。「市と市民が互いに特性を活かし、協力して取り組むもの」であるということをはっきりと決めるべき（うやむやに市民の協力の部分の負担を増やさない）。

市民の定義について

【議論のまとめ】

- ・「市民の定義」を自治基本条例の中に置く。
- ・市民の定義の範囲は、市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者及び活動する者とし、市民（個人）と事業者（団体・法人等）とは分けて定義する。

<主な意見>

- ・いわゆる住所を有するか選挙権を有するなど一定の縛りかけた住民という定義を分けて考えてもいいと思う。大きな枠の中の市民参加と、その中の住民参加というのも異なる。
- ・在勤・在学の方々は行政サービスや市の政策の影響を様々な意味で受けているため、その意見

は尊重すべきである。

- ・市外の人に対しても自治基本条例を広く周知し、先進的なことをやっている武蔵野市というアピールをすることによって市民になりたいという人も増えると考えられる。
- ・住民投票の投票権の場合には、また限定した定義を設けるとして、条例を支える市民として我々が考える範囲は、限定的に捉える必要はなく、なるべく広くとったほうがよいと考える。在勤・在学の人たちにも市政情報を提供する努力が必要である。
- ・市民（個人）と事業者（団体、法人等）の区別について、事業者の定義を明確にするためにも「市民」と「事業者」の表現は区別したほうがよいと考える。

住民投票について

【議論のまとめ】

これまでの議論では、望ましい住民投票制度として以下の3類型に分かれており、引き続き検討が必要である。

- ①自治基本条例では大枠のみを規定し、具体的な事項についてはその都度条例で定め、議会の意思も反映できる個別設置型の住民投票条例での対応が望ましい。
- ②自治基本条例では大枠のみを規定し、自治体の憲法事項にあたる「廃置分合」と「境界確定」についてのみ常設型の住民投票条例を定め、その他の事項については個別設置型の住民投票条例での対応が望ましい。
- ③住民投票を積極的に認める姿勢を示すためにも、住民投票について自治基本条例で規定したうえで、常設型の住民投票条例を制定すべきである。

※今後事務局で、他市の常設型の住民投票条例について発議要件などの情報収集を行う。また、個別設置型条例の事例において発議権者（市長、議会、住民）がどのような想定で規定されたかを調査する。その調査・分析結果に基づき、上記の各項目について改めて議論を進める。

<主な意見>

○住民投票の意義

- ・住民投票は、個別の施策について住民の意思を表す制度として必要であると考ええる。
- ・条例の規定がなくとも自治法に基づき住民投票条例制定の直接請求ができるため、あえて自治基本条例に規定する意味は、積極的に住民投票を使おうという精神を述べることにある。
- ・住民投票は、多数者が少数者の権利を侵害しかねない危険もはらんでおり、慎重に検討しなければならない。

○個別設置型の条例と常設型の条例の特徴

	個別設置の住民投票条例	常設の住民投票条例
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・案件ごとに住民投票の実施の必要性を議会で審議するので、制度の濫用はされにくい。 ・案件ごとに適した制度の設定が都度可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要件を満たせば実施可能なため、議会の議決を待たず迅速に実施できる。

	る。	
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな条例制定が必要なため、実施までに時間がかかる。 ・直接請求が有効なものであっても条例案が否決された場合は住民投票実施に至らない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要件を満たせば実施が可能のため、制度の濫用の可能性がある。 ・要件があらかじめ条例で定められているので、事案ごとに柔軟に制度設計を行う事はできない。

- ・自治基本条例では大枠のみを規定し、具体的な事項はその都度条例で定め、議会の意思も反映できる個別設置型がよいのではないかと。
- ・常設型は予め投票権者などの詳細を定める必要があり、相当慎重な検討が必要になる。
- ・常設型と個別設置型は併存しうる。たとえば廃置分合に関する事項のみ常設型で規定し、その他の事項は個別型で対応することも考えられる。
- ・常設型の条例でも、議会との協議を必要としている事例もある（議会の 2/3 以上の反対があると実施できない）。

○発議の要件

- ・市長の発議を認めるかどうかは慎重に検討すべきである。
- ・特に常設型の場合には市民の発議要件の適正レベルについて検討が必要である。

○住民投票の対象事項

- ・対象事項を列挙する（ポジティブリスト）、または非対象事項を列挙する（ネガティブリスト）方法は、多様な意見をまとめるのが困難であり、現実的でない（包括的に規定する）。
- ・憲法改正には国民投票が必要であることを考えると、自治体における憲法事項については住民投票で決すべき。具体的には廃置分合と境界変更のみであろう（町村の場合には議会を町村総会に切り替える場合も該当する）。
- ・市で決定権限がない事項についても、市民の意見表明として住民投票を行う意義があるのかどうかは議論が必要。過去の事例では権限がない事項の住民投票も多い。

○投票権者の範囲

- ・市内在住者など、自治基本条例の「市民」の定義よりも限定する必要がある。
- ・常設型の場合には予め規定が必要である。

○住民投票の結果の取扱い（拘束型と非拘束型）

- ・憲法や自治法上、住民投票の結果について拘束力を持たせることは認められていない（非拘束型）。市長・議会は結果を尊重するにとどまる。
- ・憲法や法律を越えるラディカルな取組みとして拘束型とし、問題が起きたら考えるという考え方もある。

行政の政策活動の原則について

【議論のまとめ】

- ・ 長期計画については、策定方式など重要な点について規定し、詳細は長期計画条例に委ねる形式とする。
- ・ 財政状況の公表、政策法務の推進、行政評価（現在実施しているもの）の公表についても位置付け等に係る規定を置くこととする。

<主な意見>

○自治基本条例と長期計画条例との関係について

- ・ 自治基本条例に頭出しをして、長期計画条例そのものは残すべきである。
- ・ 武蔵野市方式（市民参加・職員参加・議員参加、地域生活環境指標など）の策定方式を継承していくという精神を書き、詳細は長期計画条例に委ねるといふ形でよい。
- ・ 計画の進行管理の報告は、市民に公開していく方向が必要である。

○長期計画に基づく予算編成と健全な財政運営について

- ・ 財政状況について、市民にわかりやすく公表するように努めるといった規定を置く。自治法にも規定されているが、引き続きより分かりやすい公表に努める趣旨とする。
- ・ 財政援助出資団体について規定する場合には、その趣旨や対象、規定する事項などを改めて慎重に検討すべきである。

○法務に関する体制について

- ・ 本市は政策法務に先進的に取り組んできており、「積極的な法務行政を推進する」などの何らかの規定を置くこととする。

○行政評価について

- ・ 政策評価・施策評価・行政評価など、どのレベルのものを対象とするかの整理が必要である。
- ・ あまり細かな評価になると、評価のための評価となってしまう。すでに事務事業評価や事務報告書を作成しており、それらも含めての評価を公表するといった規定を置くべきではないか。
- ・ 公募委員なども含めた外部評価はあまり成果をあげていると思わないので、規定すべきでない。ただし専門的な分野を含むものなど、戦略的に外部評価を行うべきものもある。

行政組織と職員政策について

【議論のまとめ】

- ・ 定数適正化、外部化、人材育成などはあえて自治基本条例に規定する必要はない。
- ・ 会議の委員の市民公募については、必要な場合に行えばよく、自治基本条例で定める必要はない（何か規定する場合は、市民参加の項目がふさわしい）。

公正と信頼の確保について

【議論のまとめ】

- ・行政手続について包括規定を置き、詳細は行政手続条例に委ねる。
- ・監査（監査請求）、公益通報制度についてどのように規定するかは継続検討。
- ・職員の倫理規定は具体的な表現を工夫する。市長の政治倫理規定は、議員の政治倫理規定と合わせて検討すべきである。

<主な意見>

- ・行政手続については、すでに行政手続条例が別にあり、自治基本条例には包括的な規定を置くべきである。
- ・監査について、市民の市政参加における特に重要な手続きの一つであるという意味で、監査請求については規定すべきではないか。
- ・オンブズマン制度は、自治基本条例の中に規定する必要はないだろう。
- ・職員の公益通報については、職員の他に事業者等の従業員等も保護の対象として含めるならば条例によるべきである（引き続き検討）。
- ・職員倫理については、「全体の奉仕者」とは憲法に明記されているので自治基本条例への規定は不要。もっと具体的に、災害時の任務など、市民生活にとって職員の存在が不可欠との意識付けにつながるような職員像を打ち出すべき。
- ・政治倫理については、議会基本条例には議員の政治倫理規定があるため、市長の政治倫理規定を設けるかどうか。議員の倫理と合わせて定めてもよい。

市長の責務について

【議論のまとめ】

- ・市長の責務について明示的な規定を置く。
- ・自治法と重複する規定は基本的には不要だが、代表権や総合調整権を持つことなどを含めた総合的な表現で規定するとともに、「市民への情報提供」（施政方針の公表、決算での達成状況の報告）、「市民ニーズの把握」などの自治法にない内容について規定する。
- ・主語の表現は、執行機関と同義の「市長等」がよい。

<主な意見>

- ・執行機関の長としての市長の責務は、すでに自治法にほとんど全て書かれている。
- ・政治家としての市長の責務については自治法に規定されていないため、たとえばマニフェストについて規定すべきか。
 - ⇒規定するとマニフェストの絶対化につながる恐れもあり、規定すべきではない。
 - ⇒マニフェストは本来は議院内閣制が前提で、日本の自治体の二元代表制の場合には限界があり、規定すべきではないだろう。
- ・決算について議会が承認しなかったときは、検討結果の報告を執行機関に義務付けるとい

ったことを規定することはあり得るのではないか。

職員の責務について

【議論のまとめ】

- ・ 市長の補助機関である職員のあるべき姿について規定する。
- ・ 市長と職員の関係（職員は市長等の補助機関であること）と、「市民の信頼に応えること」、「協働の視点」、「法令遵守」、「自治の担い手であることの自覚」などの内容を盛り込むべきである。

<主な意見>

- ・ 職員は市長の補助機関であり、その責務を規定する必要はないのではないか。
⇒武蔵野市の職員は、市外居住者が多いが、地域や住民を知っている職員であってほしい。
自治の担い手としての自覚をもってほしいので、その意味の規定があるとよい。
- ・ 職員は市長の監督下にあることも示すとよいのではないか。
- ・ 規定する場合には、「全体の奉仕者」という表現は抽象的すぎるので具体的な表現にするべきである。

コミュニティについて

【議論のまとめ】

- ・ コミュニティについては、本市の大きな特徴であり、明示的な規定を置くべきである。
- ・ コミュニティに対する本市の姿勢を明示するため、コミュニティ構想の基本理念の内容を規定する（コミュニティを市民生活の基礎単位とする、市民自身が自発的にコミュニティを生み出す、など）。

<主な意見>

- ・ 実際のコミュニティは、町内会・自治会などの組織と関係なく自然発生的にできており、本市では自治会・町内会が少なく組織率も低いので、自然発生的にできたコミュニティを重視しなければ市民生活が成り立たない。人と人との付き合い、地域との付き合いの中でできてきたコミュニティを大事にするという武蔵野市の姿勢を書くべきである。
- ・ 具体的に規定しすぎるとコミュニティの自由な活動が逆に型にはまってしまうかねないので、コミュニティの定義づけはあまりしなくてもいいのではないか。
- ・ 新しい時代に即したコミュニティのあり方を自治基本条例の中でどう規定するかは非常に大きな問題である。
- ・ 町内会や地域のさまざまな団体との関係まではあえて規定しなくてもよいだろう。
- ・ 「武蔵野市は、コミュニティを市民生活の基礎単位と位置づけ、市民による自主参加・自主企画・自主運営の原則に立った自律的・自発的なコミュニティづくりを目指す」といった記載とし、詳細はコミュニティ条例で定めることとする。

平和について

【議論のまとめ】

- ・平和については、法的拘束力を持たせるという意味で、条文（本文）の中にしっかり位置付けつつ、前文にも経緯を含めて書き込む。

<主な意見>

- ・前文に歴史的なことを、多少の説明も加えてしっかりと書き込んでいくのがいい。
- ・前文は法的拘束力のない宣言的なものという位置づけなので、その記述に効力を持たせるならば条文に置かなければならない。しかし、さまざまな経緯を含めて記述するとなると、それを条文に盛り込むのはなかなか難しく、やはり前文がふさわしいということになるので、それぞれの特徴を念頭に置いて議論をすべきだ。
- ・世界連邦都市宣言、非核都市宣言は議会の議決で、自治体の意思である。武蔵野市の政策として決定して、これまでやってきていることなので、しっかりと条文の中に位置付けなければ自治基本条例の意味がない。
- ・やはり説明も大事だと思うので、条文には書きつつ、前文のほうでも詳しく説明を入れることとする。

多様な主体との協力について

【議論のまとめ】

- ・交流については、武蔵野らしさの一面なので、条例の中に盛り込む。
- ・災害時の協力のことを踏まえて友好都市との関係を書き込む。
- ・友好と平和という2つの側面から国際交流について書き込む。
- ・国や都との関係（基礎自治体としての位置付け）についても書き込む。

<主な意見>

- ・国内の友好都市との交流も、国際交流も、武蔵野らしさということで、自治基本条例に盛り込めるのではないかな。
- ・武蔵野市は友好都市の数が多く、交流事業課という課もある。交流という部分はこれまでもかなり重視してきたところだと思うので、何かしらの形でぜひ入れられるといい。
- ・国や県を通してではなく、災害時にどうやってお互いに直接協力や支援ができるかという点でも、友好都市との関係には現実的な価値があるので、それを踏まえて書いていきたい。
- ・施設の共同利用など、各自治体で負担を分散する協力がこれからますます必要になる課題だと思うので、その観点から、周辺自治体との協力というものをに入れてほしい。
- ・地域で外国人の住民をどう受け入れるかというのも大きな課題だ。多文化共生は平和につながるし、地域から開かれた場所にしていくというのはすごく大事なことだ。
- ・日常の友好関係を通じて平和を希求するというのが自治体としての平和政策と考える。
- ・一般の市民の感覚として、基礎自治体だとか都だとか国の関係性についてあまり理解がされていない可能性もあるので、当たり前のことでもあえて書くことで、市民にもきちんと理解しても

らうという意味で、入れてもいいと思う。

議会と議員活動の原則について

【議論のまとめ】

- ・議会基本条例と自治基本条例との関係について、議会単独にかかわることは議会基本条例で規定し、議会と市長との関係など、議会以外の主体と関係してくるところについては自治基本条例の中にできるだけ取り込む。
- ・議会の会期について、全員協議会について、議会の流れ、長期計画策定における全員協議会の位置付けなどについて盛り込むべきである。
- ・その他の論点について、引き続き議論を行う。

<主な意見>

- ・議会基本条例と自治基本条例との関係については、議会単独にかかわることは議会基本条例で規定し、議会と市長との関係など、議会以外の主体と関係してくるところをどうするのかという問題については自治基本条例の中にできるだけ取り込む、というのを大きな考え方としてはどうか。
- ・議会の会期の問題があるが、これは執行機関と議会の双方にかかわる問題なので、自治基本条例の中に条文を置いてほしい。
- ・全員協議会は、本会議が市長の招集であることと違い、議長が招集するもので、そのことをはっきりと書くべきだ。さらに全員協議会に執行機関の人の出席を原則にするのであれば、そのことも書いていくことになると思う。
- ・議会の流れや一連の手続のことも、市長との関係性が強いため、自治基本条例の中で条文化しなくてはいけないのではないか。
- ・行政報告について、あまり細かくルール化すると、逆に狭まったり、固定化してしまったり、例外的なものが出てきたときがやりにくくなるという懸念があるので、条例で決めるのはなかなか難しいのではないか。
- ・長期計画そのものは議決事件だが、長期計画の策定の過程において、計画の策定委員会と議員とが、全員協議会の場で意見交換をするということも、その理由と、やること自体を位置付けるべきではないか。